

【添付書類】

・「道外産業廃棄物の道内搬入に係る事前協議書」には、次の書類を添付してください。

- (1) 道外排出事業者等の事業の概要を記載した書類（企業案内のパフレット等）
- (2) 道外排出事業者等が中間処理業者の場合は、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業の許可証の写し
- (3) 道外産業廃棄物の性状の分析の結果を示す書類
- (4) 道内において道外産業廃棄物の処理を行う者が有する当該処理に係る産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業の許可証の写し、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業の許可証の写し
- (5) 道外排出事業者等が、北海道知事又は札幌市長、函館市長若しくは旭川市長（以下「北海道知事等」という。）の許可を受けて道内に設置した産業廃棄物処理施設で、自ら道外産業廃棄物を処理する場合は、当該施設に係る産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証の写し
- (6) 道外産業廃棄物の運搬の用に供する施設の種別及び数量を明らかにする書類
※ 道外産業廃棄物の運搬を行う者が、北海道知事等から産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業の許可を受け、当該許可に係る事業の用に供する施設を用いる場合は不要です。
- (7) 道外産業廃棄物の処分の用に供する施設の種別、数量、設置場所及び処理能力を明らかにする書類
※ 道外産業廃棄物の処分を行う者が、北海道知事等から産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業の許可を受け、当該許可に係る事業の用に供する施設を用いる場合は不要です。
- (8) 道外産業廃棄物の処分を行う者が、道外産業廃棄物を再生利用した物を売却する場合は、売却に関する計画書
※ 道外産業廃棄物の処分を行う者が、北海道知事等から当該処分に係る産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業の許可を受けている場合は不要です。
- (9) その他、道が指示する書類

（注）複数年、継続して道外産業廃棄物を搬入する場合、2回目以降の事前協議書には、前回の協議書に添付した書類の内容に変更がなければ、「道外産業廃棄物の性状の分析の結果を示す書類」以外の書類の添付を省略することができます。

・「道外産業廃棄物の道内搬入に係る変更協議書」、「道外産業廃棄物の道内搬入に係る軽微変更届出書」には、上記の書類のうち、変更の内容に係る書類を添付してください。